

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 26 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 9 月 12 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 神戸市港湾局
(2) 住 所 神戸市中央区港島中町 4-1-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

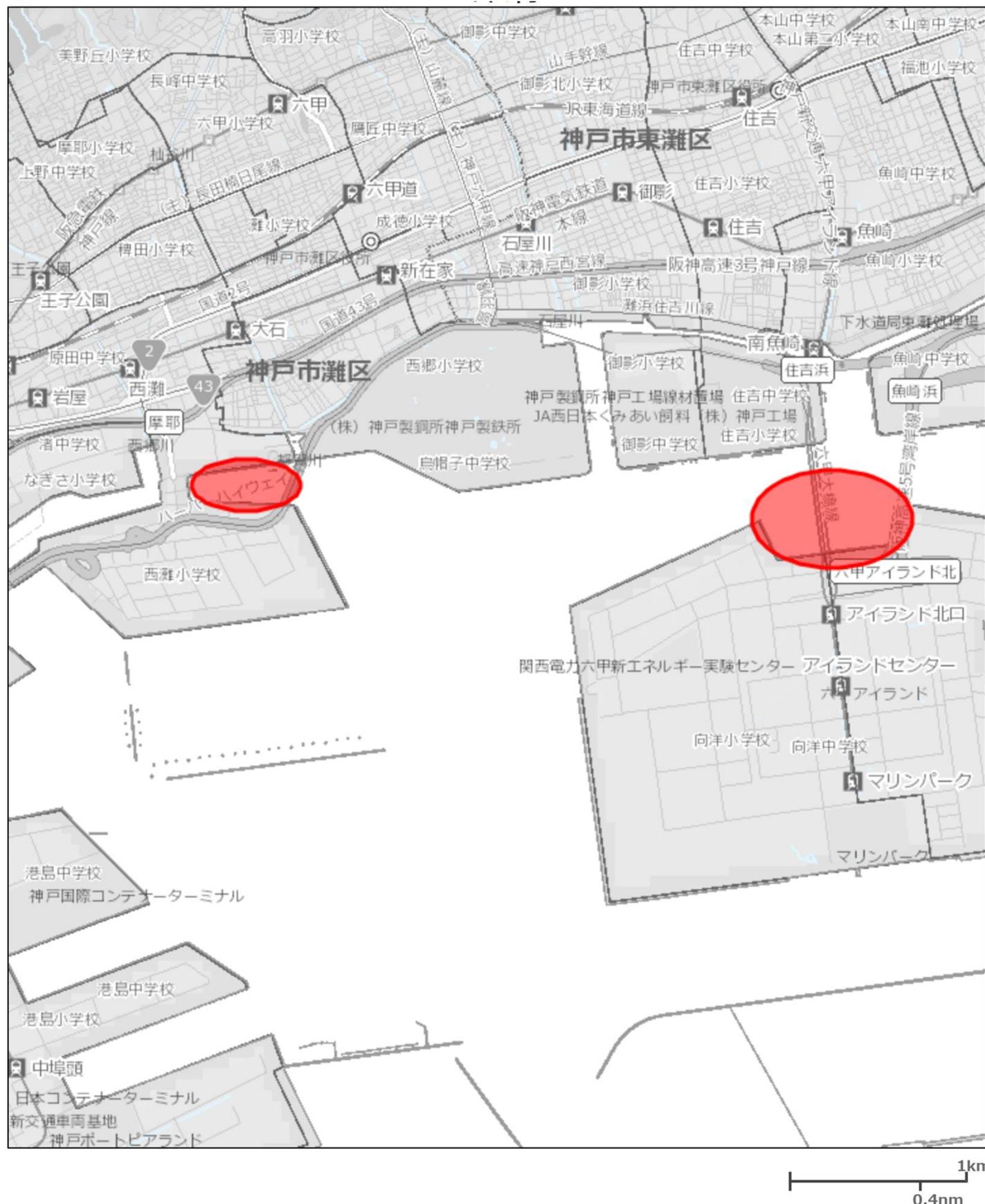
- (1) 区 域 六甲アイランド北側水域及び
摩耶埠頭北東部水域（別添付図のとおり）
(2) 期 間 令和 7 年 9 月 24 日から
令和 7 年 10 月 18 日まで

3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、音響測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。



海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

:測量区域

出典:海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)